

消費税の軽減税率制度が、 10月1日始まります！

2019年10月実施予定の消費税10%への引き上げにともない、「軽減税率制度」が導入されます。制度の内容についてご紹介します。

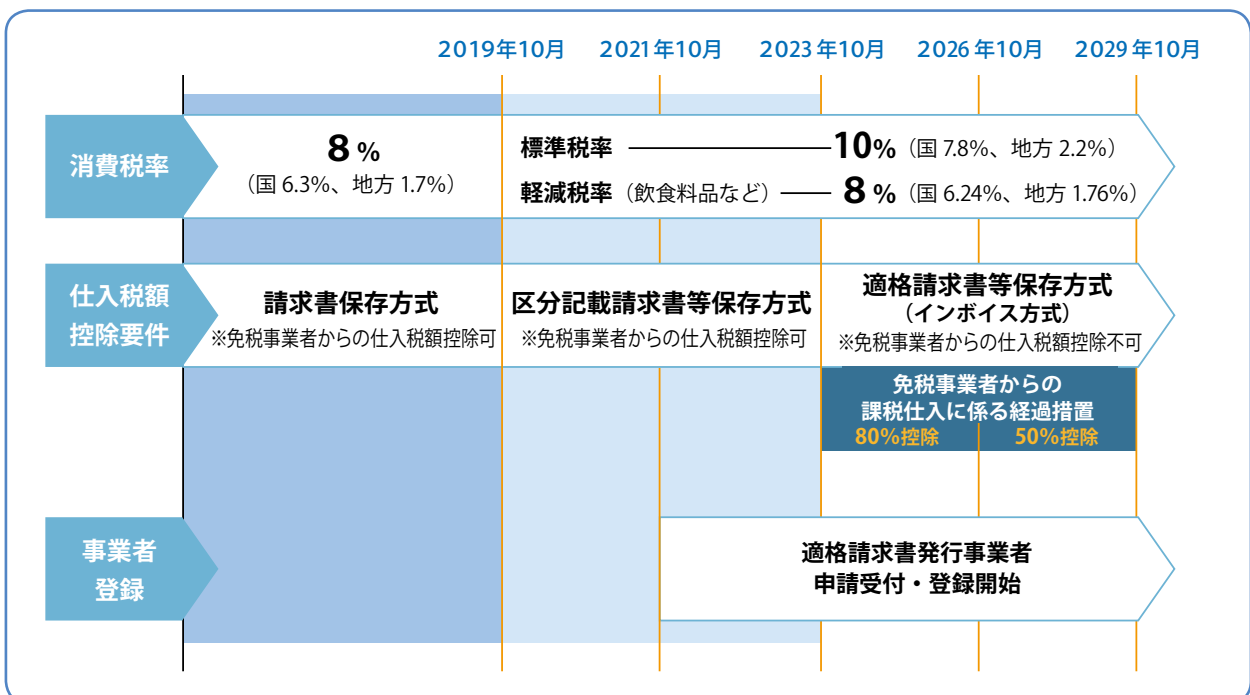
○消費税の概要と今後の改正スケジュール

消費税（地方消費税含む、以下同じ）とは、物の売買やサービスの提供など「取引」にかかる税金です。なお、「土地の譲渡、貸し付け」「有価証券等の譲渡等」「住宅の貸し付け」などの取引は非課税になっています。消費税を負担するのは消費者ですが納税は事業者が行います。ただし、原則として、前々期（個人事業者は前々年）の課税売上が1000万円以下の小規模事業者に関しては消費税の納税義務が免除されています。

消費税の納税額は、原則として売り上げの際に預かった消費税額から、仕入れの際に支払った消費税額を控除（仕入税額控除）した金額となります。消費税率は2019年9月30日までは8%（うち地方消費税率1.7%）ですが、同年10月1日からは、消費税率が10%（うち地方消費税率2.2%）に引き上げられるとともに「軽減税率制度」が導入されます。また、2019年10月1日から23年9月30日までの暫定的措置として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。これは、23年から導入される「適格請求書等保存方式」の経過措置という位置付けになります。

図1 消費税改正スケジュール

「適格請求書等保存方式」においては、発行する請求書に登録番号を記入する必要があります。この登録受付は2021年10月1日以降になります



○消費税の「軽減税率制度」とは

消費税の軽減税率制度は、軽減税率対象品目について税率を8%にするというものです。軽減税率対象品目は、飲食料品および定期購読契約締結された週2回以上発行される新聞です。ただし、飲食料品のうち酒類および外食サービスを伴う物については、軽減税率は適用されません。

農家を取り扱う農産物や付随サービスに対する主な軽減税率対象品目と標準税率品目は次の通りです。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



※一定の要件を満たす一体資産は、飲食料品として軽減税率の対象となります。

一体資産の取り扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっているもので、一体となっている資産に係る価格のみが表示されているものをいいます。一体資産のうち、**税抜価格が1万円以上で、食品の価格の占める割合が2/3以上**の場合、全体が軽減税率の対象（それ以外は全体が標準税率の対象）となります。

ポイント1 軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、飲食料品を提供される時点で決まります。

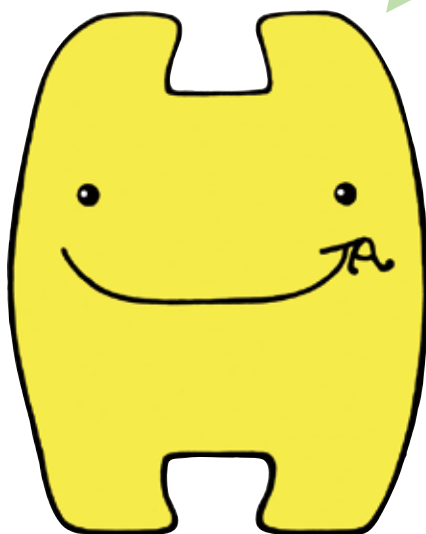
ポイント2 酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品は、「飲食料品」から除かれます。

○JA取り引きに関連する軽減税率のあれこれ

野菜や果樹は食品だから**軽減税率8%**の対象だけど、**花きや養蚕**は標準税率の**10%**になるね。

枝肉は食品だから**軽減税率8%**の対象になるね。
牛皮は、カバンなどの材料になるから**標準税率の10%**だね。

食用米は食品だから**軽減税率8%**の対象になるね。
飼料用米は食品ではないので**標準税率の10%**になるよ。



生乳は食品だから**軽減税率8%**の対象だね。

農畜産物の生産や**出荷等に係る経費**は**10%**だよ。

詳しくは、国税庁のホームページでご確認いただくか、国税庁消費税軽減税率電話相談センター（☎0120-205-553、午前9時から午後5時（土日祝除く））へお問い合わせください。

クレジットカードによるキャッシュレス決済を導入します

JAでは、10月1日の消費税率10%への引き上げに伴い、キャッシュレス決済の導入準備を進めています。導入予定日は、10月1日（火）です。

特
典

クレジットカード
決済金額の
2%または5%を還元
(令和2年6月末まで)

導
入
店
舗

土日営業対応店

一関地域資材センター
花泉営農経済センター
千厩営農経済センター
大東営農経済センター

※利用に際しては上記へお問い合わせください。